

文化財保護法第93条の規定に基づく届出に関する提出書類について

埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合は、当該工事着手の60日前までに文化財保護法に基づく届出をしていただく必要があります。

つきましては、下記2種（各1部）の書類をご提出くださいますようお願いいたします。

①法第93条の規定に基づく届出書（伊勢市長宛て）⇒1部

【書類内訳】

- ・発掘届出書（伊勢市長宛て）
- ・別記2
- ・添付図面（位置図、計画図〔平面図・断面図〕）

②法第93条の規定に基づく届出書（三重県教育委員会教育長宛て）⇒1部

【書類内訳】

- ・発掘届出書（県教育長宛て）
- ・別記2 上記①と同じ書類です
- ・添付図面（位置図、計画図〔平面図・断面図〕）

※印の書類は、別紙の記入方法をご参考ください。

※別記1は、発掘届出書（県教育長宛て）の下記記載のものです。